

奈良県告示第十八号

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十五条第一項に規定する医師として、次のとおり指定した。

令和五年四月十八日

奈良県知事 荒井正吾

医師の氏名	医療機関の名称	医療機関の所在地	診療科目	指定年月日
高岸 智子	生駒市立病院	生駒市東生駒一丁目六番地二	外科（ぼうこう機能障害）	令和五年三月十六日
中川 顕志	大和高田市立病院	大和高田市礪野北町一番一号	消化器外科（ぼうこう機能障害）	令和五年三月十六日
野田 和男	公益財団法人天理よろづ相談所病院	天理市三島町二〇番地	形成外科（音声・言語機能障害、そしゃく機能障害）	令和五年三月二十四日
岡本 愛	奈良県立医科大学附属病院	橿原市四条町八四〇番地	脳神経外科（聴覚障害、平衡機能障害、音声・言語機能障害）	令和五年三月二十四日
高岸 智子	生駒市立病院	生駒市東生駒一丁目六番地二	外科（直腸機能障害・小腸機能障害）	令和五年三月二十八日

中川 顕志

大和高田市立病院

大和高田市礒野北
町一番一号

消化器外科（
直腸機能障害

令和五年三
月二十八日